

京都市告示第569号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和6年1月22日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
竹田街道（九条通から十条通まで）京町家保全継承地区	約2.3ヘクタール

2 竹田街道（九条通から十条通まで）京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市南区東九条中御霊町、東九条中札辻町、東九条柳下町、東九条西御霊町、東九条西札辻町及び東九条石田町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)